

〈特集解題〉

クラウドワーカーの多様性と保護に向けて

デジタル化の進展が著しい今日、新たな就労形態が浸透しつつある——クラウドソーシング (Crowdsourcing) である。クラウドソーシングとは、読んで字の如く、不特定多数の群衆 (Crowd) に対するインターネットプラットフォームを介したアウトソーシング (Outsourcing) を指す。2006年にアメリカ人ジャーナリストのJeff Howe氏がWIRED誌の中で上述した意味での造語として使い始めたのが、クラウドソーシングという用語の誕生の瞬間とされている。それから15年が経過した今日においても、クラウドソーシングという現象はなおも新鮮さを失っていない。新たなビジネスチャンスや就労機会を生むものとしての注目は依然として高い。

しかしその陰で、ときに、インターネットプラットフォームを利用して就労するクラウドワーカー (以下「ワーカー」) が劣悪な条件の下で就労を強いられることも忘れてはならない。この点について、本特集の関口論文は、現場を知る者としての立場から、ワーカーの抱える悩みを詳細に記しており、非常に参考になる。同論文は特に、ワーカーが不安定な報酬、プラットフォームによる一方的なアカウント停止、あるいは業務上の事故といった多くのリスクと常に隣り合わせで働いているにもかかわらず、彼らに対する法的な保護が欠けていることの問題性を明らかにしている。

現場の最前線が発するこれらの切実な悩みを真摯に受け止め、対応策を模索することが喫緊の課題といえるが、しかし、一筋縄ではいかないのが現状である。本特集の藤木論文は、その要因としてクラウドソーシングというビジネスモデルの多様性を指摘している。例えば、ワーカーが結ぶ役割提供ないし成果物の納品に関する契約関係一つを切り出してみても、①ワーカーと発注者たるユーザーが直接的な契約関係に立ち、プラットフォームは両者間の契約成立の仲介に徹する「仲介型」と、②ワーカーとユーザー間には一切の契約関係が存せず、プラットフォームがそれぞれとの間で役割提供ないし成果物の納品に関する契約を結ぶ「再委託型 (あるいは非仲介型)」と呼ばれる類型がある。こうしたタイプの違いが存することによって、ときに、ワーカーにとっては誰が自らの「使用者」ないし契約責任の追及主体であるのかが不透明な状況が生まれることになる。

また、ワーカーの労務遂行方法もそれぞれ大きく異なる。例えば、①ユーザーによる発注からワーカーの選別、仕事の遂行、成果物の納品までの全過程がインターネット上で完結する (=ユーザーとワーカーが現実世界で接触することのない)「非対面型」クラウドソーシング (ワーク) と呼ばれるものがある一方で、②ユーザーによる発注はインターネットプラットフォームを

介して行われるものの、ワーカーが現実世界においてユーザーの下で仕事の遂行あるいは成果物の納品を行う「対面型」クラウドソーシング (ワーク) と呼ばれるものがある。こうしたタイプの違いは、ワーカーの労働者性 (ないし、被用者保険の被保険者性) 判断に影響を与えうる。

このようにクラウドソーシングという現象は多様な側面を持つ。そのため、当該現象への対応のあり方もまた一義的ではなく様々なアプローチを視野に入れる必要があるが、その現象の中のどの側面を切り出すのかにかかわらず、①ワーカーの団結・連携、労使自治を通じたフェアワークの実現や、②クラウドソーシングという現象において中心的役割を担うプラットフォーム事業者に対する規制の可能性が積極的に探求されるべきであろう。本特集の各論稿からは、かかる観点を踏まえた重要な提言を読み取ることができる。

関口論文によれば、既に一部のワーカーが労働組合を設立し、プラットフォーム事業者に対して団体交渉を要求しているようであり、今後の動向に注目すべきであろう。もっとも、プラットフォーム事業者が団体交渉を頑なに拒否する等の課題も同時に指摘されている。

藤木論文は、こうした不当労働行為法上の問題のほか、ワーカーをはじめとする「フリーランス」の団結がともすれば経済法によって浸食されかねない緊張関係の下に置かれていることを念頭に置いたうえで、彼らの団結・団体交渉・団体行動を明確に法認するための解釈論と法政策を希求すべく、重要な提言を展開している。

ワーカーの団結の重要性は社会保障法上の問題を考えるうえでも無縁ではない。このことを指摘しているのが沼田論文である。同論文はクラウドワーカーへの被用者保険の適用をめぐる諸課題を意識しつつ、労働者協同組合というワーカー間の共助の仕組みを通じた社会保障法上の保護の可能性を模索するものである。

また、プラットフォーム事業者に対する規制という点では、鈴木論文が示唆的である。同論文は、とりわけ、フランスの実践例を参考にしながら、クラウドワークにおける不透明な契約条件の発生源であるプラットフォーム事業者の約款に対するコントロールの在り方を試論するものである。

本特集の各論稿には、このような数多くの重要な提言が含まれている。これを契機として、クラウドソーシングへの対応・取り組みが今後一層深化していくことを期待したい。

後藤 究 (連合総研研究員)